

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

令和2年 12 月 18 日

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について(平成 29 年9月 29 日社援発 0929 第4号・老発 0929 第2号厚生労働省社会・援護局長・老健局長通知)の改正に伴い、標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字下線が修正部分

通し 番号	該当ページ (改訂版要 領)	改正箇所	現行	改正
1	P3	36 行目	<p>解釈通知</p> <p>第一 技能実習計画の認定の基準</p> <p>一 技能実習の内容の基準</p> <p>1 技能実習生について</p> <p>(2)日本語能力要件(告示第1条第1号)</p> <p>① 告示第1条第1号イに規定する「その他これ と同等以上の能力を有すると認められる者」 とは、次に掲げる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ J. TEST 実用日本語検定(株式会社語 文研究社が実施するJ. TEST 実用日本 	<p>解釈通知</p> <p>第一 技能実習計画の認定の基準</p> <p>一 技能実習の内容の基準</p> <p>1 技能実習生について</p> <p>(2)日本語能力要件(告示第1条第1号)</p> <p>① 告示第1条第1号イに規定する「その他これ と同等以上の能力を有すると認められる者」 とは、次に掲げる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ J. TEST 実用日本語検定(株式会社語 文研究社が実施するJ. TEST 実用日本

			<p>語検定をいう。以下同じ。)の<u>E-Fレベル試験において 350 点以上取得している者</u> <u>又はA-Dレベル試験において 400 点以上取得している者</u></p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>② 告示第1条第1号口に規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ J. TEST 実用日本語検定の<u>A-Dレベル試験において 400 点以上取得している者</u> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語NAT－TESTの3級、2級又は1級に合格している者 <p>なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるもので</p>	<p>語検定をいう。以下同じ。)の<u>D-Eレベル試験において 350 点以上取得している者</u> <u>又はA-Cレベル試験において 600 点以上取得している者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成 31 年3月 31 日までに実施された J. TEST 実用日本語検定のE-Fレベル試験において 350 点以上取得している者</u> <u>又はA-Dレベル試験において 400 点以上取得している者</u> <p>・ (略)</p> <p>② 告示第1条第1号口に規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ J. TEST 実用日本語検定の<u>D-Eレベル試験において 500 点以上取得している者</u> <u>又はA-Cレベル試験において 600 点以上取得している者</u> ・ <u>平成 31 年3月 31 日までに実施された J. TEST 実用日本語検定のA-Dレベル試験において 400 点以上取得している者</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語NAT－TESTの3級、2級又は1級に合格している者 <p>なお、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると外国の政府及び関係機関が認める者等についても、追加することがあるもので</p>
--	--	--	--	--

			あること。 (新設)	あること。 <u>・ 介護のための日本語テスト(内閣官房が 開催する、介護人材に求められる日本語 能力の確認のためのテストの運用・審査に 関する検討会において認定を受けた事業 者が実施する、介護のための日本語テスト をいう。)に合格している者</u>
2	P11	7行目	<p>解釈通知</p> <p>第一</p> <p>—</p> <p>2 入国後講習について(告示第1条第2号)</p> <p>(1)日本語科目(告示第1条第2号イからハまで)</p> <p>① (略)</p> <p>② 告示第1条第2号ハに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。</p> <p>・ (略)</p> <p>・ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第 145 号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従</p>	<p>解釈通知</p> <p>第一</p> <p>—</p> <p>2 入国後講習について(告示第1条第2号)</p> <p>(1)日本語科目(告示第1条第2号イからハまで)</p> <p>① (略)</p> <p>② 告示第1条第2号ハに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、次に掲げる者であること。</p> <p>・ (略)</p> <p>・ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第 145 号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従</p>

			<p>事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの (新設)</p>	<p>事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの</p> <p><u>・ 学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学(短期大学を含む。)又は大学院において、26 単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1 単位以上含む 26 単位以上修得(通信による教育の場合には、26 単位以上の授業科目のうち、6 単位以上は面接授業等により修得)しているもの</u></p>
3	P16	9行目	<p>第2 技能実習を行わせる体制に関するもの (1) 技能実習指導員に関するもの 【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-6 号) ・ 技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-7 号) ・ 技能実習指導員の常勤性が確認できる書類(健康保険等の被保険者証など) ・ 介護福祉士登録証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習指導員が介護福祉士の場合 ・ 実務者研修修了証明書 <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習指導員が実務者研修修了者の場合 ・ 看護師又は准看護師の免許証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習指導員が看護師又は准看護師の場合 	<p>第2 技能実習を行わせる体制に関するもの (1) 技能実習指導員に関するもの 【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-4 号) ・ 技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5 号) ・ 技能実習指導員の常勤性が確認できる書類(健康保険等の被保険者証など) ・ 介護福祉士登録証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習指導員が介護福祉士の場合 ・ 実務者研修修了証明書 <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習指導員が実務者研修修了者の場合 ・ 看護師又は准看護師の免許証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習指導員が看護師又は准看護師の場合

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号) <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習計画認定申請書第2面の「2技能実習を行わせる事業所④技能実習指導員の氏名及び役職名」には、告示第2条第1号に掲げる者に該当する者を記載して下さい。 ○ 技能実習指導員が介護福祉士、実務者研修修了者、看護師又は准看護師のいずれかに該当する場合は、技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-6号)の「⑩資格・免許」欄に「介護福祉士」、「実務者研修修了」、「看護師」、「准看護師」のいずれかを記載して下さい。 ○ 技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-6号)と技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-7号)については、事業所の概要書(介護参考様式第8号)の「⑥技能実習指導員の数」に記載した人数分添付して下さい。その際、それぞれの技能実習指導員について、技能実習指導員の常勤性が確認できる書類を併せて添付して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号) <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能実習計画認定申請書第2面の「2技能実習を行わせる事業所④技能実習指導員の氏名及び役職名」には、告示第2条第1号に掲げる者に該当する者を記載して下さい。 ○ 技能実習指導員が介護福祉士、実務者研修修了者、看護師又は准看護師のいずれかに該当する場合は、技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-4号)の「⑨資格・免許」欄に「介護福祉士」、「実務者研修修了」、「看護師」、「准看護師」のいずれかを記載して下さい。 ○ 技能実習指導員の履歴書(参考様式第1-4号)と技能実習指導員の就任承諾書及び誓約書(参考様式第1-5号)については、事業所の概要書(介護参考様式第8号)の「⑥技能実習指導員の数」に記載した人数分添付して下さい。その際、それぞれの技能実習指導員について、技能実習指導員の常勤性が確認できる書類を併せて添付して下さい。
4	P22	3行目	<p>第3 介護職種の優良な実習実施者に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第12号) ・ 優良要件適合申告書・別紙1(参考様式第1-24号別紙1) <p>* 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合</p>	<p>第3 介護職種の優良な実習実施者に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職種の優良要件適合申告書(介護参考様式第12号) ・ 優良要件適合申告書・別紙(参考様式第1-24号別紙) <p>* やむを得ない不受検者がある場合</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職種の優良要件適合申告書・別紙(介護参考様式第12号別紙) ＊ 介護職種の技能実習指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 ・ 講習受講者全員の受講証明書の写し ＊ 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 ・ <u>優良要件適合申告書・別紙2(参考様式第1-24号別紙2)</u> ・ <u>優良要件適合申告書・別紙3(参考様式第1-24号別紙3)</u> ＊ <u>やむをえない不受験者がある場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職種の優良要件適合申告書・別紙(介護参考様式第12号別紙) ＊ 介護職種の技能実習指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合 ・ 講習受講者全員の受講証明書の写し ＊ 技能実習指導員又は生活指導員に講習受講者があり、加点要素として申告する場合
5	P25	9行目	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号) ・ 理由書(参考様式第1-26号)及び規則第16条第1項第2号の基準への適合性を立証する関係書類 ＊ 規則第16条第1項第2号の適用を<u>受けようとする</u>場合 ・ 優良要件適合申告書(実習実施者)(参考様式第1-24号) ＊ 規則第16条第2項の適用を<u>受けようとする</u>場合 ・ <u>技能実習生の名簿(参考様式第1-25号)</u> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤介護職員の総数については、常勤換算方法により算出するものではなく、他職種と同様、実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の概要書(介護参考様式第8号) ・ 理由書(参考様式第1-26号)及び規則第16条第1項第2号の基準への適合性を立証する関係書類 ＊ 規則第16条第1項第2号の適用を<u>受けようとする</u>場合 ・ 優良要件適合申告書(実習実施者)(参考様式第1-24号) ＊ 規則第16条第2項の適用を<u>受けようとする</u>場合 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤介護職員の総数については、常勤換算方法により算出するものではなく、他職種と同様、実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社

			<input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST(4級 ・ 3級 ・ 2級 ・ 1級)	<input type="checkbox"/> 日本語NAT-TEST(4級 ・ 3級 ・ 2級 ・ 1級)
			<p><u>上記の記載内容は、事実と相違ありません。</u></p> <p>年 月 日 作成</p> <p>申請者の氏名又は名称</p> <p>作成責任者 役職・氏名 印</p>	
7	別紙	介護参考様式第4-1号(告示第1条第2号ハ関係)	介護参考様式第4-1号(告示第1条第2号ハ関係) (日本工業規格A列4) (略) 記 (略) <input type="checkbox"/> 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの (新設)	介護参考様式第4-1号(告示第1条第2号ハ関係) (日本産業規格A列4) (略) 記 (略) <input type="checkbox"/> 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの <input type="checkbox"/> <u>学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学(短期大学を含む。)又は大学院において、26単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1単位以上含む 26単位以上修得</u>

				(通信による教育の場合には、26 単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得)しているもの																
8	別紙	介護参考様式第4-2号(告示第1条第2号ハ関係)	介護参考様式第4-2号(告示第1条第2号ハ関係) (略) 記 (略) <input type="checkbox"/> 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの (新設)	介護参考様式第4-2号(告示第1条第2号ハ関係) (略) 記 (略) <input type="checkbox"/> 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に当該日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの <input type="checkbox"/> <u>学士、修士又は博士の学位を有する者であって、大学(短期大学を含む。)</u> 又は大学院において、 <u>26 単位以上の授業科目による日本語教員養成課程等を履修し、当該課程等の単位を教育実習1単位以上含む 26 単位以上修得(通信による教育の場合には、26 単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得)しているもの</u>																
9	別紙	介護参考様式第8号(告示第2条及び第3条関係)別紙	<table border="1"> <tr> <td>施設・事業 (略)</td> <td>コード (略)</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助(共同生活援助)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通所介護(療養通所介護、老人デイサー)</td> <td>20</td> </tr> </table>	施設・事業 (略)	コード (略)	共同生活援助(共同生活援助)	11	(略)	(略)	通所介護(療養通所介護、老人デイサー)	20	<table border="1"> <tr> <td>施設・事業 (略)</td> <td>コード (略)</td> </tr> <tr> <td>グループホーム(共同生活援助)(外部サービス利用型を除く)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>通所介護(老人デイサービスセンターを</td> <td>20</td> </tr> </table>	施設・事業 (略)	コード (略)	グループホーム(共同生活援助)(外部サービス利用型を除く)	11	(略)	(略)	通所介護(老人デイサービスセンターを	20
施設・事業 (略)	コード (略)																			
共同生活援助(共同生活援助)	11																			
(略)	(略)																			
通所介護(療養通所介護、老人デイサー)	20																			
施設・事業 (略)	コード (略)																			
グループホーム(共同生活援助)(外部サービス利用型を除く)	11																			
(略)	(略)																			
通所介護(老人デイサービスセンターを	20																			

			ビスセンターを含む) 地域密着型通所介護 (略) <u>複合型サービス</u> (略)	21 (略) 30 (略)	含む) 地域密着型通所介護(<u>指定療養通所介護を含む</u>) (略) <u>看護小規模多機能型居宅介護</u> (略)	21 (略) 30 (略)
10	別紙	介護参考様式第 14 号(告示附則関係)	介護参考様式第 14 号(告示附則関係) <u>(日本工業規格A列4)</u> (略) 記	介護参考様式第 14 号(告示附則関係) <u>(日本産業規格A列4)</u> (略) 記		
		②受験した試験の種類	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験(N3 ・ N2 ・ N1) <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定(<u>A-D レベル</u>) <input type="checkbox"/> 日本語 NAT-TEST(3 級 ・ 2 級 ・ 1 級)	<input type="checkbox"/> 日本語能力試験(N3 ・ N2 ・ N1) <input type="checkbox"/> J. TEST 実用日本語検定 <u>令和元年5月1日以降に実施された試験(A-Cレベル ・ D-Eレベル(500点以上))</u> <u>平成31年3月31日以前に実施された試験(A-Dレベル)</u> <input type="checkbox"/> 日本語 NAT-TEST(3 級 ・ 2 級 ・ 1 級)		